

学校いじめ防止基本方針

箕面市立東小学校

◆ も く じ ◆

I	いじめに関する基本的な考え方	1
1	いじめの定義	1
2	いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
II	未然防止	2
1	子どもや学級の様子を知る	2
2	豊かな学びの実現	3
3	互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり	3
4	命や人権を尊重し豊かな心を育てる	4
5	保護者や地域の方への働きかけ	4
III	早期発見	5
1	早期発見のためのポイント	5
2	いじめ発見のための手だて	5
3	相談しやすい環境づくりをすすめる	6
4	地域の協力を得る	7
IV	早期対応	7
1	いじめ対応の基本的な流れ	8
2	いじめ対応の留意事項	9
V	ネット上のいじめへの対応	10
1	ネット上のいじめ	10
2	未然防止	11
3	早期発見・早期対応	12
VI	いじめ対に取組む体制	12
1	いじめに取り組む体制の整備	12

※ いじめ対応参考資料

I いじめに関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為であり、その撲滅に向けてあらゆる努力をしなければならない。また、いじめはどの子どもにも、起こり得ることから、学校はもとより、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むものである。

いじめへの取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践を続けていくことが求められる。

（「箕面市いじめ防止基本方針」から）

1 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第71号）第2条」から）

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
仲間はずれ、集団による無視をされる
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
金品をたかられる
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（「いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）」から）

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめには様々な特質があるが、学校は、以下の①～⑧をいじめに対する基本的な認識とし取り組むものとする。

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

いじめへの取り組みにあたっては、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組む。また、重大事態が発生した場合には、迅速に事案の解決にあたるとともに、誠実な対応に努める。

II 未然防止

いじめにおいて、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組む。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する。

1 子どもや学級の様子を知る

① 教職員の気づきが基本

子どもたちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、子どもたちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量る体制を構築する。

② 実態把握の方法

子どもたちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめへの具体的な指導計画を立てる。そのためには、箕面子どもステップアップ調査の生活調査を有効に活用する。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間、校種間で適切な引き継ぎを行う。

2 豊かな学びの実現

① 規律と主体性のある授業づくり

六中校区でこれまでの取組んできた授業モデルや、「箕面の授業の基本」をもとに、「課題解決的な学習」に取り組む、子どもたちが主体的に学ぶ姿勢をもつことができる授業をめざす。

3 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

主体的な活動を通して、子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」に取り組む。

① 子どもたちのまなざしと信頼

子どもたちは、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、子どもたちの良きモデルとなる。

② 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気大切である。そのために、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

③ 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりをする。

④ 子どもたちの主体的な参加による活動

1年生を迎える会や東学遊祭などの異学年交流活動や、委員会、地区児童会や運動会などでの主体的な取組を通して、お互いに認め合い、助け合う関係を築く。

4 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道德教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させ、豊かな心を育成する。

① 人権教育の充実

障がい者理解、国際理解、人間関係づくりなどの実践を通じて、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にすることを育てる指導に努める。また、すべての教育活動を通して、社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導・支援を継続する。

② 道德教育の充実

いじめは、他人を思いやる心や人権意識の欠如、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから発生することが多く、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切である。道德の授業で子どもたちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れ、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると思われる。学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱う。また、道德の授業だけでなく、すべての教育活動を通して、いじめを許さないという心や意識の育成に努める。

③ 体験学習の充実

子どもたちは他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していく。

教科での体験学習や校外学習などの場面で、発達段階に応じて、社会や地域、自然との関わりを重視する活動を取り入れる。

④ コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

人間関係づくりやピアサポートの活動などを通して、子どもたちが他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための活動を取り入れる。

5 保護者や地域の方への働きかけ

P T A活動や保護懇談会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。

① 授業参観等において保護者や地域の方に道德や人権学習の授業を公開する。

② 保護者や地域の方を授業のゲストティーチャーとして招き、話を聞く。

- ③ 学級活動等で、いじめのない互いに認め合うクラスについて考えるにあたって、保護者にインタビューする課題を出す。
- ④ 学級通信や学年通信を通して、いじめへの取組について保護者に周知する。また、子どもたちの様子（元気がない、遅刻しがち、体調不良、持ち物の紛失など）の変化に現れる「いじめのサイン」の家庭と学校との情報共有に努める。

Ⅲ 早期発見

いじめは早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

また、子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集する。

1 早期発見のためのポイント

- ① どのクラスにもいじめ的な人間関係が起こりうることへの知識と理解。
- ② いじめが起こりやすい人間関係、グループ内人間関係を把握・理解。
- ③ いじめが発生すれば、必ずシグナルが出る。子どもの変化（遅刻、不登校、成績の変化、顔色、顔つき、表情、おどおど感、不安げな表情、落ち着きのなさ等）への気づき。
- ④ 子どもの訴え、周囲の友人からの情報が入ってきたときに慎重な対応をする。子どもの表面的な反応（曖昧な回答や、いじめはないとの回答だけ）に惑わされないことが大切。
- ⑤ 相談しやすい関係づくり、普段からのコミュニケーションの大切さ。
（「いじめ問題へのアセスメント、プランニングのポイント」研修 講師：峯本耕治弁護士より）

2 いじめ発見のための手立て

いじめの早期発見のためには、児童生徒の些細な変化に気づく力を高め、「どうかな」と思ったら迷うことなく、個人面談や情報収集を行う。また、より多くの大人が子どもたちの悩みや相談を受けとめることができるようにするため、PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。

① 日々の観察 ～子どもがいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配る。「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をする。

② 観察の視点 ～集団を見る視点が必要～

成長の発達段階からみると、子どもたちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなる。担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。

③ 生活ノート ～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

生活ノートや連絡帳の活用により、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密にする。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

④ 教育相談（学校カウンセリング）～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常生活の中での教職員の声かけ（チャンス相談）等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。また、定期的な教育相談週間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備する。

⑤ いじめ実態調査アンケート～アンケートは、実施時の配慮が重要～

ステップアップ調査等、学期に1回以上、実態を把握するアンケートを実施する。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については配慮する。

3 相談しやすい環境づくりをすすめる

子どもたちが、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払う。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられるので注意する。

① 本人からの訴えには

●心身の安全を保証するため、「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という教職員の姿勢を日頃から伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考える。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケア

に努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

- 事実関係や気持ちを、「あなたを信じているよ。」という姿勢で傾聴する。また、疑いをもつことなく傾聴する。

※ 事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

② 周りの子どもからの訴えには

- いじめを訴えたことにより、その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の子どもたちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。
- 「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないと伝え、安心感を与える。

③ 保護者からの訴えには

- 保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築く。
- 問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問ではなく、日頃から子どもの良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておく。
- 子どもの苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じる。保護者の気持ちを十分に理解して接する。

5 地域の協力を得る

学校協議会や校区青少年を守る会などと、学校と子どもたちの教育に関わる地域団体が情報交換、協議できる場を設け、地域ネットワークづくりを行い、いじめ問題いじめへの対応等の学校教育活動について情報提供し、地域における「子どもの見守り活動」などの教育支援を求める。

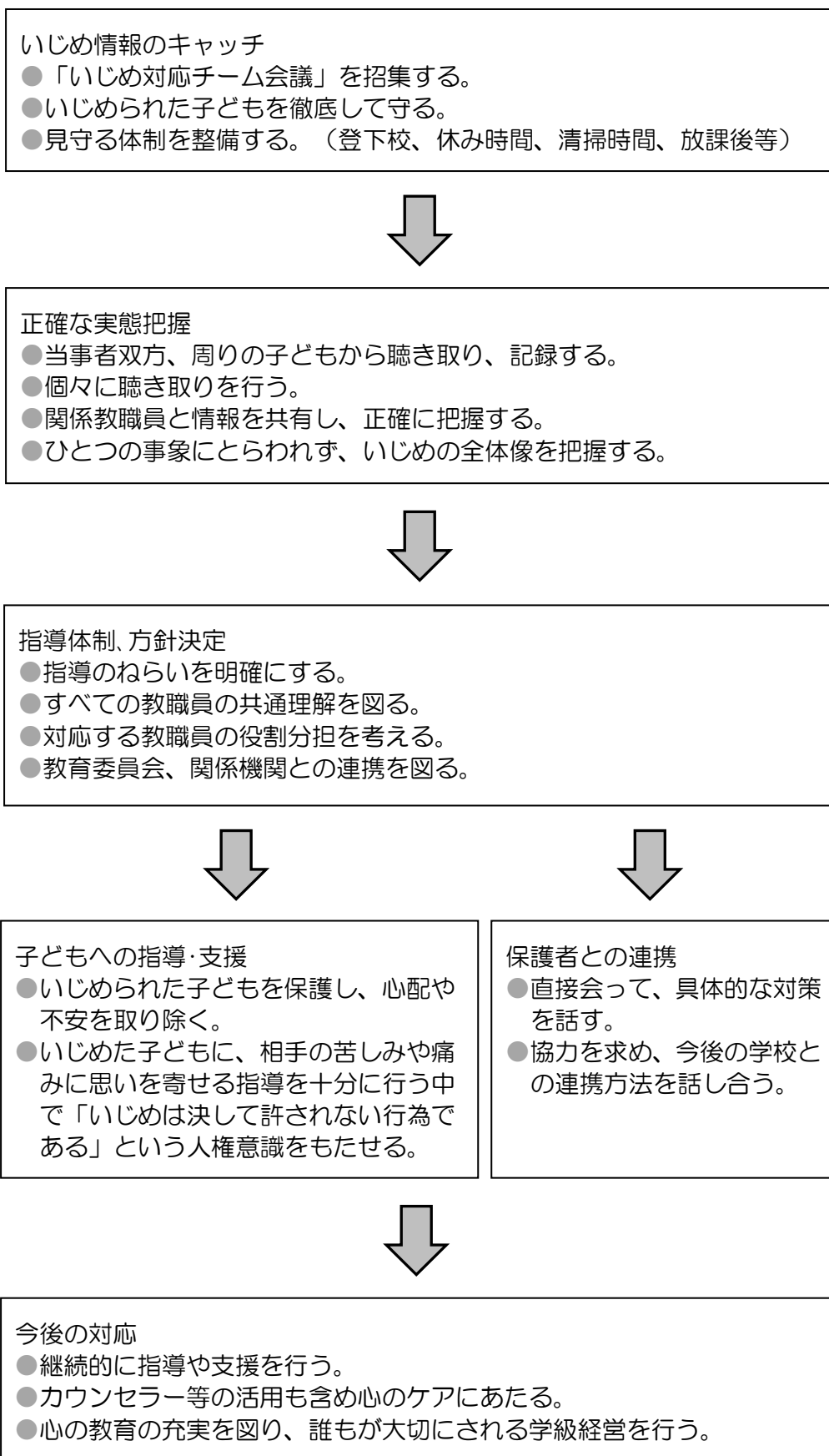
民生委員や児童委員、登下校の見守り隊、子ども会、スポーツ少年団等の地域の各種団体から、子どもたちに気になる言動があればすぐに学校へ連絡が入るよう体制づくりに努める。

IV 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

子どもの個人情報、その取扱いには十分注意する。

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめ対応の留意事項

① いじめられた子どもに対して

子どもに対して

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

② いじめた子どもに対して

子どもに対して

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

③ 周りの子どもたちに対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定しているこ

とを理解させる。

- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

④ 継続した取り組み

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

V ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

未然防止には、子どものパソコンや携帯情報端末等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う。

早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さない。そのためには、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

1 ネット上のいじめ

パソコンや携帯情報端末を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

<特殊性による危険>

- ◆匿名性により、加害者を特定しにくいという傾向がある。
- ◆匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
- ◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
- ◆一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。
- ◆時間。場所を選ばず、いつでも、どこでも情報が配信されるため、被害を回避しにくい。

2 未然防止

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

① 保護者会等で伝えたいこと

<未然防止の観点から>

- 子どもたちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと。特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること

<早期発見の観点から>

- 家庭でメールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談すること

② 情報モラルに関する指導の際、子どもたちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や子どもたちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

<インターネットの特殊性を踏まえて>

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

3 早期発見・早期対応

① 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例は、警察等の専門機関と連携する。

② 書き込みや画像の削除に向けて

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

<指導のポイント>

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること

③ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サイト）の対応

<指導のポイント>

- 発生しがちなトラブルとして、「仲間はずれ」「人間関係の悪化」「画像・動画に関するトラブル」「コミュニケーショントラブル」「出会い系被害」などがあること。

VI いじめに取り組む体制

1 いじめに取り組む体制の整備

いじめへの取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う。そのためには、

早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開する。

各学校においては、いじめへの組織的な取組を推進するため、いじめに特化した機動的な「いじめ防止対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

① いじめ対応チームの設置について

● 構成員

校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、学年代表、学力向上担当、支援教育コーディネーター、SC、SSW

※ 状況に応じて担任、PTA代表等を加える。

※ 重大事態が発生した場合は、市教育委員会と協議のうえ、専門的な知識等を持つ第三者を含めることができる。

② 重大事態への対応

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は次の対応を行う。

- 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議のうえ、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 上記調査結果については、いじめを受けた子ども、保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

重大事態の意味について

- 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 など
- 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
 - ・ 年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に調査に当たる。
- 「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」
 - ・ 学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したのものとして報告・調査等に当たる。

③ 年間を見通したいじめ指導計画の整備について

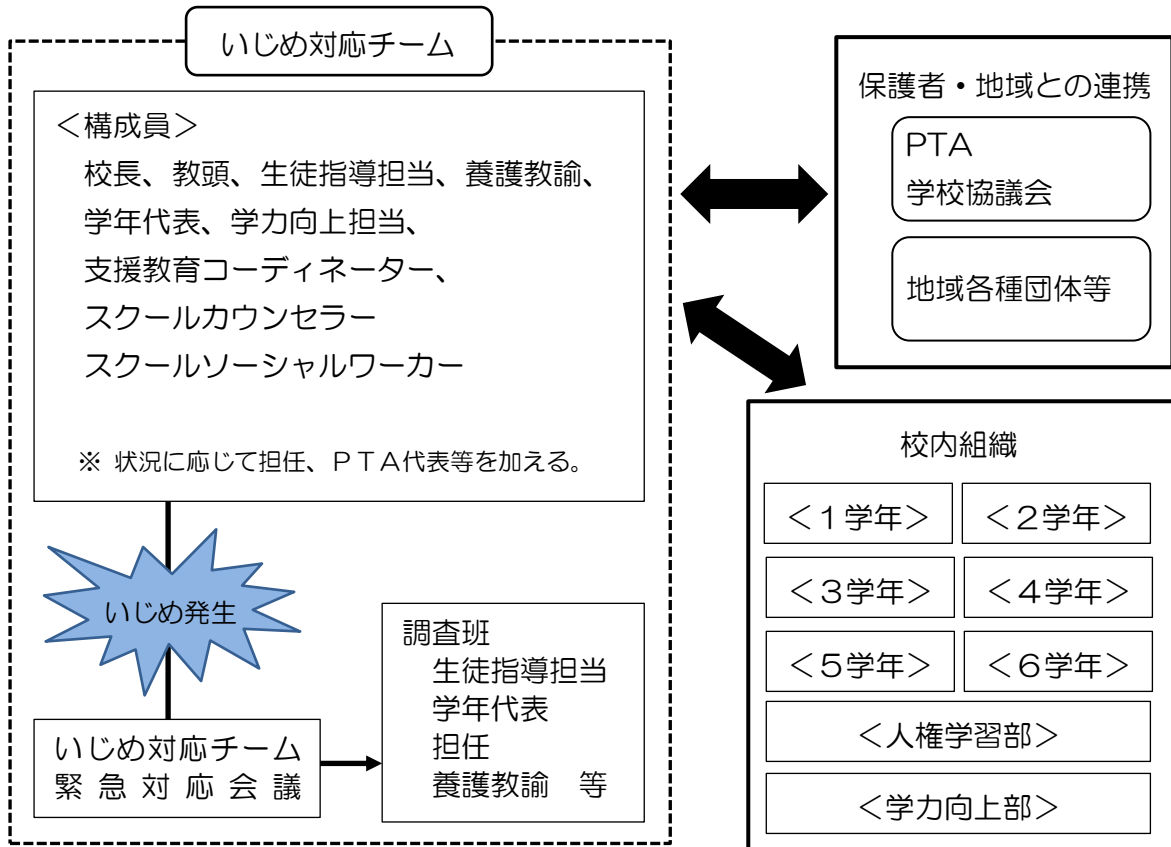
- いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に指導計画を立てて、学校全体でいじめに取り組む。
- 計画を作成するにあたっては、教職員の研修、児童生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進する。

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">いじめ対応チーム会議 ・指導方針 ・指導計画等</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">職員会議 ・共通理解</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">学級・学年づくり 人間関係づくり 学校行事、学年行事等 を活用し、年間を通じて人間関係づくりを計画的に進める</div>	
5月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">保護者懇談会等による 保護者向け啓発</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">実態報告6年</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">実態報告5年</div>
6月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 事案発生時、いじめ対応チーム会議の開催 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">生活状況調査 (i-check)</div> ➡	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">分析・検討</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">実態報告4年</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">実態報告3年</div>
7月			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">実態報告2年</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">実態報告1年</div>
8月		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">いじめ対応チーム会議 ・1学期の振り返り ・分析まとめ</div>	
9月			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">実態報告6年</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">実態報告5年</div>

10 月	事業発生時、 いじめ対応チーム会議の開催	学級・学年づくり 人間関係づくり 学校行事、学年行事等 を活用し、年間を通じて人間関係づくりを計画的に進める	いじめ実態把握アンケート
			実態報告4年 実態報告3年
11 月			実態報告2年 実態報告1年
12 月		生活状況調査 (i-check)	分析・検討
1 月	いじめ対応チーム会議 ・2学期の振り返り ・分析まとめ		実態報告6年 実態報告5年
2 月		学校生活アンケート	分析・検討 実態報告4年 実態報告3年
3 月	いじめ対応チーム会議 ・1年間の振り返り ・分析まとめ		実態報告2年 実態報告1年

※ いじめ対応参考資料

【1】いじめ対応チーム：東小学校



【1】「味方になろう！」～「いじめ」に取り組むために 豊川北小学校

(参考文献：明橋大二 「思春期にがんばってる子」)

いじめの 知らせ

・担任、関係担任、学年チーム、管理職、生活指導

- ・聞いたその日のうちに
- ・方針の確認
- ・役割分担

【Ⅰ. 事実確認】

1 本人から聞く～詳しく・実際にあったことを聴く

× 「君にも悪いところがあったんじゃないのか」は絶対に言わない。

○ 「つらかったね。よく話してくれたね。ありがとう。」

○ 「必ず、ちゃんとした対応をするから待っていて欲しい。」

2. 周囲にいた人から聴く～片っ端から実際の状況を聴く

加害者の言い逃れを防止しきちんと反省させるために絶対必要。

この正確さ・詳細さがその後の成否を決める。

デリケートな問題なので聴き方に注意。

3. 情報の集約～方針の再確認

【Ⅱ. いじめた本人と話をする】

1. 事実の確認

加害者が複数の場合は必ず別々に呼んで話をする。

中心になる子は一番最後にして他の子の話も裏付けに用いる。

★見込み捜査は絶対にしない

×裏付けなしに「お前がやったんだろう」「白状するまでかえさない」はダメ

○間違いのない裏付けがとれていることについては言い逃れは許さない。

2. いじめの事実を認めたら、反省を求める

相手がいかに傷ついているのか、どんなにつらい思いをしているのか、自分ならどういう気持ちになるかよく考えて反省を求める。

【Ⅲ. 事後指導】

情報収集

- ・担任、関係担任、学年チーム、管理職、生活指導

「軽い気持ち」か
「意図的か」を
判断する。

《軽い気持ちの場合》

1. 注意と相手への謝罪

相手の気持ちを考えずにやってしまった場合は、たいていこの段階で深く反省している。注意と相手への謝罪でよしとする。

2. 加害者の親を呼んで話をする

事実を伝える

《わざとした場合》

- ・相手が傷ついていると分かって、わざとしている。
- ・事実を認めても、なおふてくされている。
- ・反省の様子がない。いじめを繰り返している。
- ・内容が悪質。

*「加害者」も「被害者」の可能性もある

①「被害の体験」を聴く

- ・「もしかして、君もどこかでつらい目にあっているんじゃないか、そうでなければ、君のような本当はいいやつがこんなことをするはずがない。」と聞いてみる。

②「共感」～対応することを約束

- ・被害体験を話したらしっかり聴いてやる
- ・「それはつらかったらう。よくがまんできたね。」と十分に共感

③「謝罪」の提案

- ・「君の事情は分かった。それはそれで何とかしよう。だからと言ってそのつらい気持ちを他の子にぶつけるのは間違っているよね。だから、それについてはきちんと謝ろう。」と提案

④親を呼んで話をする

- ・親が原因の場合頭ごなしに親を責めない
- ・子どもの長所を十分に認めながら、親の苦労も十分ねぎらい、相手が傷ついていることを伝え親子で謝りに行ってほしい
- ・本人のことを今まで以上に大切に

⑤親子で謝罪に行ってもらおう

- ・謝罪のしかたについては、あらかじめ被害者の親と本人に確認をし、その意向にそった形でするようにする。

- ① 被害者の家族と対応を知らせ、今後について話し合う。
- ② 今まで以上に「いじめた子」にも目をかける。

- 管理職に報告
- 職員に伝え事例について共有する

